

労働保険の年度更新



労働保険の年度更新は、労働者災害補償保険（労災保険）と雇用保険を継続するための重要な手続であり、その労働保険料は年1回の納付が原則となっています。ただし、納付額が40万円を超える場合、年3回の延納（分割納付のこと）が可能です。

● 什么时候

労災保険と雇用保険の保険料を計算し、その納付を行うとき

※この一連の手続がいわゆる「労働保険の年度更新」といわれています

● 誰が

労働保険の保険関係が成立している会社

● いつまでに

毎年6月1日から7月10日まで

※保険料の納付期限。ただし、3分割する場合は、第2期は10月31日まで、第3期は1月31日までに納付します

● どこで手続するか

多くは都市銀行等の金融機関（保険料の納付）

● どういった書類を

労働保険概算・増加概算・確定保険料／石綿健康被害救済法一般拠出金申告書

POINT

▶ 記入方法について労働基準監督署等で相談する場合には、賃金台帳と賃金集計表（年度更新の申告書に同封されています）を持参します。

✓ CHECK!

■ 年度更新の申告書の受取り

5月上旬までに都道府県の労働局から申告書類一式が送られてくる。送られてきた書類に不備がないか確認する。なお、延納する場合の第2期・第3期も該当期に納付書類が届くようになっている。



■ 年度更新説明会

年度更新について、管轄労働基準監督署による説明会があり、主な変更点や注意点が解説される。ここで疑問点を確認することができる。



■ 支払賃金の集計

- ・ 労災保険と雇用保険の対象者について月次・賞与支払ごとの支払賃金を記入する。
- ・ 労災保険と雇用保険別に賃金合計および労働者数を算出する。



■ 申告書への転記と保険料計算

- ・ 上記で計算した賃金合計と労働者数を申告書に転記する。
- ・ 確定保険料と石綿健康被害救済法一般拠出金を計算し、概算保険料を算出する。



■ 納付保険料の計算

保険料の精算額の計算（確定保険料と昨年に申告した概算保険料の差額計算）と第1期納付額と石綿健康被害救済法一般拠出金およびその合計額を計算する。



■ 金融機関等で納付

都市銀行等で納付する。

注意!

- 保険料率は会社ごとに申請書に印字されている数値を使います（労災保険のメリット制で計算処理した保険料率が印字されています）。
- メリット制とは、安全管理をしっかりと行っている会社の保険料率を低減する、いわゆるインセンティブの一種です。